

会 議 要 旨

1 開 会 午後3時00分

2 平成28年2月定例教育委員会会議録の承認

事前に配布されている会議録について、異議がないか確認のうえ承認。

3 委員及び教育長の報告

(教育長)

委員及び教育長の報告となっています。委員の皆様からの報告はございませんか。それでは、私の方から報告が2件ありますので、担当課長に説明させます。

(1) 27報告第28号

平成27年度西之表市一般会計補正予算(第6号)に係る意見について

(総務課長)

報告28号、1頁をお願いします。

西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、臨時代理した平成27年度西之表市一般会計補正予算(第6号)について、別紙のとおり市長へ意見具申をしたので、同条第2項の規定により報告します。

今回の補正は執行残の減額補正がほとんどでございます。全体で、2,411,000円を減額しております。教育費は、748,453,000円となります。

主なものとしまして、榕城小学校のシロアリ駆除委託料の執行残と給食センター、スクールバス等の燃料費、県民体育大会出場補助金の執行残の減額が大きなものです。

増額補正では、中学校の学校管理費の中に教科書改訂に伴う指導書の購入費1,240,000円程の増額補正をしております。その他に施設の教員住宅、給食センターの修繕の補正をしております。

(教育長)

3月補正に伴う説明でありました。委員の皆さんから質問はありませんか。

執行残に伴う減額補正と、増額でいえば、中学校の教科書が4月から新しい教科書になるということで増額しております。

(委 員)

なし。

(教育長)

特になければ、2番目の一般会計当初予算について説明を求めます。

(1) 27報告第29号

平成28年度西之表市一般会計当初予算(案)に係る意見について

(総務課長)

報告29号、4頁をお願いします。

西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、臨時代理

した平成28年度西之表市一般会計当初予算について、別紙のとおり市長へ意見具申をしたので、同条第2項の規定により報告します。

平成28年度の教育委員会教育費について、主なものを説明いたします。私の方から教育委員会全体をしますが、もし不明な点ありましたら担当課長の方が詳細について説明いたします。

予算書の方は事前に配付しておりますので、お目通しください。

平成28年度の教育委員会の予算は、718,340,000円で昨年と比較しますと8,504,000円の増となっております。一般会計に占める教育費の割合は7.1%、昨年より0.7ポイントの増額となっております。教育予算は、予算書の98頁からとなっておりますのでお開き下さい。98頁から99頁、10款1項2目事務局費1,017,000円の増額でありますけども、小規模特認通学に係る経費として、13節委託料、19節補助金に3,355,000円を計上いたしました。19節負担金補助及び交付金の山村留学里親支援補助金には、2,160,000円増額の4,200,000円の予算を計上しております。21節の奨学資金貸付金も、今回の条例改正による貸与額引き上げに伴いまして、2,100,000円増額の9,096,000円の予算措置をしております。

3目教育振興費9,373,000円の増額であります。市内小中学校のコンピューター整備計画に基づく教育用コンピューター導入費として、14節の使用料及び賃借料、18節備品購入費に9,490,000円を計上しております。100頁、5目教員住宅管理費3,140,000円の増額です。15節、工事請負費に上之原教員住宅の解体工事費として、2,500,000円を予算措置しております。のちほど議案の方で説明させていただきます。

101頁から102頁になります。6目学校給食センター運営費、31,090,000円の増額です。28年度から給食配送車、厨房機器の更新、施設補修を年次的に行うこととしておりまして、予算を計上しております。7目心の教育推進費、919,000円の増額であります。適応指導教室の指導員の増員の予定をしております。8目特別支援教育推進事業費1,138,000円の増、特別支援教育支援員の増額によるもの。103頁から104頁、2項小学校費1目学校管理費は、46,712,000円の減額となっております。平成27年度に実施した古田・上西小学校へき地集会所天井改修工事、古田小トイレ水洗化改修工事が終了したことが主な理由でございます。28年度の施設整備としては、現和・安城小プールろ過機改修、住吉小グラウンドの改修工事、安納小給水管布設替工事が主な事業であります。105頁をお願いします。

3項中学校費、学校管理費は8,111,000円の増額となっております。主な要因は、旧榕城中学校体育館屋根の防水工事及び種子島中学校トイレ改修工事に伴う実施設計委託料を計上しております。106頁です。2目教育振興費1,351,000円の増額です。18節備品購入費に教科書改訂に伴うデジタル教科書の購入費1,874,000円を計上しております。4項社会教育費、1目社会教育総務費が2,185,000円の減額です。人件費の減額が主な要因です。109頁から110頁、5目開発総合センター管理費3,700,000円の増額となっております。7節の臨時雇業者賃金、11節の修繕料の増額が主なものです。修繕料についきましては、ビデオ関連機器及びセンターのジオラマ改修等を予定しております。111頁、6目市民会館管理費3,846,000円の増額です。市民会館の改修が終了したことによる維持管理費の通年計上と映画上映を行うためのフィルム借上料と館内のブラインド設置費用が主なものです。

7目勤労少年ホーム費は、2,012,000円の減額であります。27年に実施した耐震検査が終了したことが主な理由です。112頁、4項社会教育費、8目文化費9,082,000円の減額です。国民文化祭が終了したことにより負担金等の減額によるものであります。

113頁、10目文化財保護費、27,552,000円の増額補正です。文化的に価値の高い上妻家住宅の土地等を購入し総合的に管理保存をしていくものであります。また、新規事業として、文化調査事業を活用した種ばさみの記録作成事業も実施予定であります。

114頁、11目文化財発掘費は、14,981,000円の減額です。主な要因は、県道関連の発掘整理作業が終了したことによるものです。新規事業としては、市内遺跡発掘調査事業を実施する予定であります。

116頁、5項保健体育費5目体育施設管理費10,910,000円の減額です。主な要因は、27年度に実施したテニスコート改修工事終了したことによるものです。

なお、28年度は修繕料で13,577,000円の予算措置をしております。1月の暴風により市民体育館屋根防水シートが破損したための補修工事と市営グラウンド南側法面補修工事を行うこととしております。以上概要について説明をおわります。

(教育長)

平成28年度の当初予算について、大まかな説明がございました。その中でも主なものの説明がありました。委員の皆さんから質問ございませんか。よろしいでしょうか。

上妻家も29,000,000円程度で購入して保存を図るということです。

(委員)

奨学金の予算が計上されておりますが、今後は市内に就職する場合は免除する形になると思います。枠内の予算で運営する訳ですが、免除して入りが少なくなることになってますが奨学生の借入額も減るのではないですか。

(総務課長)

奨学資金の貸付につきましては、当初予算を提示する時には、これまでの借入申込み状況等も勘案して例年並みの予算を計上します。もうすぐ受付が始まりますが予算以上の申込者がある場合は、6月補正で対応します。免除については、歳入が減っては来るが歳出には影響はありません。

(委員)

枠内の金額で、総予算額が減ってしまうということですか。

(教育長)

奨学基金みたいなものはなく、貸出しと返還は別であり、返還されたお金が貸し付けに使われる訳ではない。返還されるお金は、市の一般会計へ納められ、貸付する部分は、毎年予算措置を行い貸付けておりますので別ものです。

(委員)

不足部分は補正で補うということですか。

(総務課長)

はい。

(委員)

上妻家の購入経緯について教えて下さい。

(社会体育課長)

上妻家住宅の購入の件ですが、文化財として非常に価値の高いものであります。所有者の上妻さんから市の方に売りたいとのことでありました。現在、鹿児島の方に住んでおられ帰ってくることはないとのことでありました。県の文化財保護審議委員の揚村先生が見ても歴史的にも非常に価値の高い住宅である。しかし、この話は平成25年2月に国の文化庁が上妻家住宅を見ておりますので、市といたしましても歴史的にも価値の高い住宅を購入することになります。

(教育長)

活用については、今後検討して行きます。保存・保護をしなければならないことと思います。4の議事に入ります。議案第21号西之表市奨学資金条例施行規則の制定について説明を求めます。

4 議 事

(1) 27 議案第 21 号

西之表市奨学資金条例施行規則の制定について

(総務課長)

7 頁をお願いします。

西之表市奨学資金条例施行規則の制定について、教育委員会の議決を求めるものであります。本市の奨学資金制度について、奨学生選考基準の見直し及び奨学資金を活用した若者の定住を促進するための免除制度を創設したことに伴い、規則を改正しようとするものである。

今回、規則を改正するに当たりまして、旧規則を精査したところ様式の関係とか申請事項、決定事項等に漏れている部分がありましたので、全体的に改正し直しております。

(教育長)

只今、説明がありましたが、質問ございませんか。

(委 員)

なし。

(教育長)

次の議案に入ります。27 議案第 22 号西之表市奨学資金の返還の免除に関する要件を定める要綱の制定について説明を求めます。

(2) 27 議案第 22 号

西之表市奨学資金の返還の免除に関する要件を定める要綱の制定について

(総務課長)

30 頁をお願いします。

西之表市奨学資金の返還の免除に関する要件を定める要綱の制定について

西之表市奨学資金の返還の免除に関する要件を定める要綱の制定について、教育委員会の議決を求めるものであります。

奨学資金制度に返還免除の制度を設けたことにより、免除の要件等を細かく要綱に定めたものです。まず、今回返還免除の要件について2点、対象者に関する要件、就業に

関する要件、この2点を免除の要件として設けております。1点目が第2条の対象者に関する要件で、奨学金の返還免除を受けることが出来ない者は次の各号に該当する者とするということで「奨学資金を滞納している者」「市税等の滞納がある者」「公務員で採用された者」という、この3つの要件を対象者の要件としております。当然、奨学資金の原資は市民の税金によるものでありますので、このように定めたものであります。国・県の要綱についても公務員は同じような取り扱いをしているようです。

(教育長)

今、総務課長の方から説明がありましたが、委員の皆さんからご意見等ありませんか。

(委員)

就業の職種はどうなっておりますか。

(総務課長)

職種はといません。西之表市の中で、この企業と特定はできないので職種はといません。

(委員)

公務員以外が全ての職種に該当する。職に就いていない者は対象とならない。

(総務課長)

そのように考えております。

(委員)

実際にやってみないと分からない部分もあると思います。選考委員会でも議論をしていきたいと思います。

(教育長)

次の議案に入ります。27 議案第 23 号教育財産の用途廃止について説明を求めます。

(3) 27 議案第 23 号

教育財産の用途廃止について

(総務課長)

31 頁をお願いします。

教育財産の用途廃止について、教育委員会の議決を求めるものであります。

教育住宅は、昭和39年度に鹿児島県の学校用地を借り受け建設された住宅であり、老朽化が進みここ数年は入居希望者もなく、鹿児島県からも今後の活用について検討を求められております。

今後、当該住宅を利活用するには、改修費等の多額の経費が見込まれることから、平成28年度に解体撤去を行い、土地については鹿児島県に返還するため、教育財産としての用途を廃止しようとするものである。

(教育長)

県から土地を借りて教職員住宅建てていたが、老朽化に伴い取り壊しをしなければな

らないということです。委員の皆さんから質問はございませんか。よろしいですか。

(委員)

はい。

(教育長)

次の議案に入ります。27 議案第 24 号西之表市教育委員会特定事業主行動計画の策定について説明を求めます。

(4) 27 議案第 24 号

西之表市教育委員会特定事業主行動計画の策定について

(学校教育課長)

32 頁をお願いします。

西之表市教育委員会特定事業主行動計画を、別添のとおり策定したいので教育委員会の議決を求めるものであります。

提案理由は、次世代育成支援対策推進法の有効期限が平成 27 年 4 月 1 日から 10 年間延長され、行動計画策定指針の内容に新たな取組が盛り込まれたため、西之表市教育委員会特定事業主行動計画についても見直しを行い、後期計画を策定しようとするものであります。

別紙の 1 頁をお願いいたします。

次世代育成支援対策推進法は、平成 15 年 7 月に策定されまして、有効期限が平成 17 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 10 年間の次元立法でありました。

それが平成 27 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日までの 10 年間延長されました。それに伴いまして、今まで 10 年間の時限立法に加え非正規雇用の労働者を取り組みの対象であるということを明記することと、働きかけ見直しすることが重要である旨を盛り込むことがなされました。

本市においては、平成 23 年 3 月に特定事業主の行動計画が前期の分が 10 年間を見通して出来ております。そして、平成 28 年 3 月 31 日をもちまして、前期分が終わります。

終わったところで 5 年間の見直しをしようとするものであります。内容としましては、1 頁の非正規雇用の労働者を含むことを明記してあります。ただ、今計画は県費職員になりますので、非正規雇用の労働者については、市職員になりますので、西之表市の特定事業主行動計画に盛り込むこととなります。3 頁をご覧ください。男性職員の育児休暇の取得者数 10% を目指してます。その他に子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取り組み、子育てを行う女性職員が働きやすい環境整備に努めると共に女性職員を対象とした研修を実施するなど人材育成を図ることとなっております。

4 頁になります。勤務時間適正管理及び休暇の取得促進のところの教育委員会において、超過勤務について、次にかかげる事項についても更に取り組みを進めなさいということになります。

1 番目は、教育長による各所属長に対する超過勤務等の認識の徹底指導助言、管理職等に対する出退記録システム等を活用した時間の確実な把握指導をして、超過勤務縮減チェックリストを活用するようになっております。

(教育長)

説明がありましたが、今後 5 年間、平成 33 年 3 月 31 日まで見直しを行うということ

です。皆さんから質問はございませんか。

(委員)

西之表市の男性の育児休業の取得率は何%ですか。

(学校教育課長)

これからの調査になります。出生補助年間取得者数の割合は 100 パセントです。育児参加休暇年間取得者数の割合は 8.7%です。

(教育長)

育児休業取得者数は分らないですか。

(学校教育課長)

今のところは分かりません。

(委員)

育児休業から女性職員が現場に復帰する時、職場からスムーズに復帰が出来るようにいろんな指導があるということですか。

(学校教育課長)

そのような場を設けましょうということです。

(教育長)

他にございませんか。少子高齢化が進む中で子育て支援を含めた行動計画だと思えます。平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで後期の事業主行動計画を作成するという事で承認願います。次に議案 25 号について説明をお願いします。

(5) 27 議案第 25 号

平成 28 年度西之表市教育行政の基本目標について

(総務課長)

33 頁をお願いします。

平成 28 年度西之表市教育行政の基本目標について、別添のとおり策定したいので、教育委員会の議決を求めるものであります。

平成 28 年度西之表市教育行政の基本方針及び努力事項等を策定し、事業を推進しようとするものであります。(別冊の平成 28 年度西之表市教育行政の基本目標により、各課の課長が説明を行った。)

(教育長)

平成 28 年度の基本目標について、各課から説明がありました。委員の皆さんからご質問や意見等ありましたらお願いします。3 課まとめてお願いします。

(委員)

総務課の方です。小学校の在り方検討委員会について具体的に教えて下さい。

(総務課長)

具体的に人選のことは決めてはおりません。今回市議会が開催されておりますが、施政方針の中で市長が小学校の在り方については、組織を立ち上げ検討を始めるということを表示されております。その中身については、保護者とか地域住民の意見を確り聴きながら検討を進めるということになると思います。

(委員)

具体的には、まだですか。

(総務課長)

はい。

(委員)

社会教育課の方で、22 頁です。

生涯学習の大系図がありますが、教育委員会は3つの課で構成されておりますが、総務課の記載がありませんが、何か意図がありますか。

(教育長)

この体系図は、教育委員会の3課を示しているのではなく社会教育・学校教育という意味です。各課を示しているものではないと思います。

(委員)

自分たちが考えるところ、市民を巻き込んだ生涯学習なので、総務課も含んだ色々な活動をしているのではないかと思います。

(教育長)

それは、課として仕事をするのであって、教育委員会の中に学校教育課、社会教育課、総務課の3つの課があります。実際生涯学習を推進して行くには社会教育の分野、課を外れた社会教育の分野の推進でありまして、総務課で社会教育の推進を図ることからは外れるのかと思います。再度お目通しいただき何かありましたら、総務課長までご連絡いただきたいと思います。

他にございませんか。無いようですので、議事はこれでおわります。5番の委員から出された動議討論等にはいります。

5 委員から出された動議討論等

(教育長)

委員の皆さんから何かありませんか。

(委員)

ありません。

(教育長)

ないようですので、6番の2月の行事实施状況にはいります。

6 行事实施状況及び行事予定

(1) 各課等の2月の行事实施状況について

(教育長)

それでは次に入ります。2月の各課の行事の実施状況について説明をお願いします。

(各課長)

各課等の2月の行事实施状況について、資料に基づき説明を行った。

(教育長)

只今、2月の行事の実施状況について説明がありましたが、委員の皆さんから質疑はございませんか。

(委 員)

管理職の人事評価研修会とありますが、詳しく教えて下さい。

(学校教育課長)

市の管理職が、自分の部下を評価する時にどんな評価をすれば良いのかという研修があります。事例等を交えた研修会であります。

(委 員)

一般職の研修は無いのですか。

(学校教育課長)

一般職員の研修もあります。

(教育長)

他にございませんか。

それでは、3月の行事予定について説明をお願いします。

(2) 3月の行事予定について

(各課長)

3月行事予定について、資料に基づき説明が行われた。

(教育長)

3月の行事予定について、質問はございませんか。

(委 員)

なし。

(教育長)

他にございませんか。

それでは、7の当面する教育行政の諸課題に入ります。

7 当面する教育行政の諸課題について

(学校教育課長)

不登校の状況について、変化はございませんが、出席状況について説明をいたします。

8 その他

(教育長)

事務局、委員の皆さんからありませんか。

(総務課長)

年度末に伴う委員の出席等の確認が行われた。

9 閉会 午後5時00分

(教育長)

大変ご苦勞さまでした。これで3月の定例教育委員会を閉じます。